



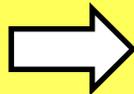
税関保税ニュース 第4号

発行：門司税関監視部保税地域監督官
TEL：050-3530-8387

役員、保税業務担当者が変わったときは？

●法人の役員、支配人(総合責任者)、その他の主要従業者(貨物管理、顧客管理、委託関係の各責任者)が変更となった場合、「役員変更届」または「主要従業者変更届」の提出が必要です。

役員、支配人、その他の主要従業者の変更



主要従業者(役員)変更届

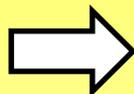
新旧対照表

履歴書

CSVデータ

上記4点

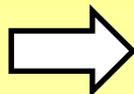
代表者の変更



登記事項証明書(コピー可)

誓約書

委任の受任者の変更



※委任状

※任意提出。今後保税業務に係る手続きを代表者以外が行う際に必要。



・AEO(特定保税承認制度)の承認を受けている保税蔵置場等の場合は、役員変更の場合に限り承認税関AEO部門に届出を行ってください。

●保税業務担当者の異動時期は引継ぎ不足、知識不足等で非違が発生しやすい状態です。担当者任せにせず周囲でのフォローを行う。研修を実施するなど適切に貨物管理が行われる環境整備が大切です。

不審な貨物の通報をお願いします

- コンテナ、貨物に不自然な加工跡、見慣れないシールがある。
 - 通常(通関業者が手配)と異なる者から運送の依頼があった。
 - 貨物の内容に反して強い臭い(異臭:接着剤等)がする。
 - 第三者から貨物についての問い合わせがある。
- その他にも、普段と違うことがあれば些細なことでも税関へご連絡ください

税関における摘発実績の紹介

- 令和元年5月メキシコから中国を經由して到着した海上貨物(船舶用減速機)に隠匿された覚醒剤約43kgを摘発しました。平成31年1月から令和元年12月までの覚醒剤押収量は2.5トンと過去最高を記録しています。



◆通報先 門司税関密輸ダイヤル(24時間受付)

シロイ クロイ

○フリーダイヤル 0120-461-961

○税関ホームページ <http://www.customs.go.jp/moji/>

○メールアドレス moji-hozei@customs.go.jp

◆相談先 門司税関監視部保税地域監督官

○TEL番号 050-3530-8387

○FAX番号 093-332-8398



門司税関HP